

一般社団法人認知症予防・改善推進会の会員規則

1. 目的

一般社団法人認知症予防・改善推進会（以下、「当法人」と言います）は、安全性が認められ科学的根拠に裏打ちされたサプリメントの使用や食事の改善、運動や体操による身体機能の維持、趣味やゲームあるいはサークル活動による脳機能の維持・活性化などによる認知症の予防・改善方法（以下、認知症予防・改善方法と言います）の効果を、その利用者が確認できるサービスを推進し、更に、その認知症予防・改善方法の有用性を検証する研究の支援を目的としています。

2. 当法人の事業

当法人は次の事業を行います。

- (1) 全国の高齢者に対する定期的な認知症機能検査の推進
- (2) 認知症の予防や改善を目的とする研究の助成
- (3) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

3. 会員

1) 当法人の会員には次の3種類があります。

- (1) 利用者会員：認知症予防・改善方法を利用者する個人
- (2) 提供者会員：認知症予防・改善方法を提供者する個人又は団体
- (3) 賛助会員：当法人の事業を賛助する個人又は団体

2) 入会

会員として入会するには、当法人理事会が定める入会申込書で申し込み、理事長の承認を受けなければなりません。

4. 会費

1) 会費の支払い義務

- (1) 利用者会員には、会費納入の義務はありません。
- (2) 提供者会員は、別に定める会費を納入します。
- (3) 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入します。

2) 会費の返還

納入された会費やその他の拠出金は、事由の如何を問わず、返還しません。

5. 会員の資格喪失

次の何れかに該当するに至ったときは、会員の資格が喪失します。

- (1) 会員が死亡し、または解散したとき
- (2) 以下の理由により、会員が除名処分を受けたとき
 - ① 当法人の規則に違反したとき
 - ② 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
 - ③ その他除名すべき正当な理由があるとき
- (3) 提供者会員にあっては、1年以上会費を滞納したとき
- (4) 当法人が解散したとき

6. 個人情報の保護

- 1) 当法人は、当該サービスによって知り得た個人情報の保護に万全を期するものとします。
- 2) 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めます。

附則

この規約は、平成29年10月1日から施行します。